

社会福祉法人 誠鈴福社会 理事・監事及び評議員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 誠鈴福社会の理事・監事及び評議員（評議員選任委員を含む）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 理事・監事及び評議員には理事会および評議員等への出席日数に応じて報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる理事および評議員には支給しない。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、理事会および評議員会等の出席日数に応じて、日額6,000円を支給する。

（計算期間）

第4条 報酬の計算期間は、会計年度毎とする。

（支給日）

第5条 報酬は、理事会および評議員会等の開催日に支給する。

（費用弁償）

第6条 理事・監事及び評議員には理事会・評議員会の出席については交通費を支給しない。ただし、理事長が承認した法人業務の執行等への参加に要する場合は費用を弁償する。

（費用弁償の額）

第7条 費用弁償の額は、社会福祉法人 誠鈴福社会の旅費規程に準じて支給する。

附則

1. この規程は平成29年 4月 1日より適用する。